

重点管理区域の指定(1月2日付)

- ・対象区域:市内北西部(東端:塔湾街 西端:苍水街和昆山西路 151 巷 南[端]:秦沈客运专线 北端:新开河と锦江山路を結ぶ区域(カルフル(家乐福)塔湾店と塔湾北行农贸市场は除外) 地図:<http://api.syd1948.com/microinfo/blog/microinfo/07a9405d-82bc-4669-8ab2-4f39539498b4>
- ・移動制限:上記区域内の中リスク区域、隔離対象者は第 17 号公告管理措置の厳格実施、その他は特別な事情や不可欠な職業を除き外出・出勤制限、外出・買物は対象者区域内(区域外移動は不可)
- ・食料品・日常生活用品販売店、スーパー、飲食店:人数制限、マスク着用、検温、実名登録、消毒等の厳格な感染対策を実施しながら営業継続
- ・区域内の幼稚園休園、小中高校の休校、課外教育機関の業務停止
- ・1月7日から個別訪問による個人検査(入戸単様采集)を48時間毎に実施。発熱者に対する救急車による緊急輸送処置。
- ・1月17日解除通知:  
(<http://www.shenyang.gov.cn/html/SY/156144112791369/158053947304146/null/1279136904495196.html>)